

山口運輸支局庁舎及び独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部山口事務所自動車検査場
清掃業務仕様書〔令和7年度〕

1. 清掃の場所

山口市宝町1-8

山口運輸支局庁舎及び独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部

山口事務所自動車検査場

2. 清掃業務の内容等

(1) 日常清掃

- ① 清掃指定の場所の床、低所壁面、備品類等を、掃く、拭く、除去の方法で美観の保持に努めること
- ② 作業基準、頻度は別紙のとおりとする

(2) 定期清掃

- ① 弾性系床(塩ビシート、ゴムシート、リノリウム、ビニル床タイル)
 - ・床材の材質に合わせた洗浄剤、ワックスを使用して表面洗浄、ワックス塗布を行うこと
- ② 石材系床(磁器タイル)
 - ・床材の材質に合わせた洗浄剤、ワックスを使用して表面洗浄、ワックス塗布を行うこと
- ③ 繊維系床(OAフロア、カーペット)
 - ・床材の材質に合わせた洗浄剤を使用して表面洗浄(シャンプー)を行うこと
 - ・作業場所によっては、ウェット式、ドライ式を使い分けてクリーニングを行うこと
- ④ 作業基準、頻度は別紙のとおりとすること

(3) ガラス清掃

- ① 高所は脚立、高所作業台など必要に応じて使用して行うこと
- ② 作業における安全管理を徹底すること
- ③ 作業基準、頻度は別紙のとおりとする

3. 特記事項

- ① 日常清掃において、清掃員を変更する場合は事前に監督職員に連絡するとともに、十分な引き継ぎを行うこと
- ② 日常清掃において、低所壁面の清掃等の指示を受けた場合はそれに従うこと
- ③ 定期清掃、ガラス清掃の実施日は協議により決定することとする
- ④ 災害防止対策を充分講ずること
- ⑤ 作業終了後別紙清掃確認表にて確認を受けること
(確認表の様式、確認方法等は協議により変更可能とする)
- ⑥ 不完全と判定された場合には再度清掃を行うこと
- ⑦ 清掃用具、洗剤、WAXは請負業者において用意すること
- ⑧ トイレトペーパー、トイレの手洗い用石けんは発注者にて用意する

作業基準

	清掃箇所※別紙図面のとおり	面積等	項目	作業内容	実施日
日常清掃	庁舎1階トイレ 庁舎2階トイレ 検査場トイレ	庁舎1階	便器、洗面台の清掃	適正洗剤で洗浄する	土・日・祝日・年末 年始を除く毎日 (年242回)
		24.3㎡		便器周辺、洗面台周辺の拭き掃除をする	
		庁舎2階	金属部分は乾拭きする		
		14.87㎡	鏡の清掃	汚れ部分を水又は適正洗剤で拭いて汚れを除去し、乾拭きする	
		検査場	汚物処理	汚物入れの内容物を収集し、処分する	
			衛生用品の補充	トイレットペーパー、石けん等を補充する	
			床の清掃	自在箒等による除塵及び1週間に1回は床の水拭きを行う	
			低所壁面	汚れや水滴が付着している部分を拭き掃除をする	
※作業時間: 13時以降で協議によって決定した時間に行う ただし、庁舎1階トイレは16時以降等来客の少ない時間に行う(協議により変更可)					
庁舎1階 玄関、玄関ポーチ、 玄関ホール、裏玄関 待合室、階段 機械室通路 庁舎2階 階段、湯沸室	138.02㎡	床面の清掃	自在箒、フロアダスター等で除塵する	週3回(月・水・金)	
			汚れや水滴が付着している部分はモップ等で拭く	休日等にあたる	
		手すりの清掃	手すりをぞうきん等で拭く	場合は協議の上、	
		備品の清掃	記帳台、カウンター、客だまりのソファ、椅子を拭き掃除をする	指示	
		ゴミ箱の清掃	構内駐車場内のゴミ箱のゴミを収集し、処分する (庁舎周辺4箇所)	3月は土・日・祝日 を除く毎日	
		低所壁面	汚れや水滴が付着している部分を拭き掃除をする。	(年151回)	
		※作業時間: 13時以降で協議によって決定した時間に行う ただし、1階の待合室は16時以降等来客の少ない時間に行う(協議により変更可)			
定期清掃 (床面)	庁舎1階 庁舎2階 検査場	273.16㎡	床清掃 ※カーペットを除く	床面の除塵を行う 適正洗剤で洗浄する 乾燥後、適正ワックスを塗布する ※検査場更衣室のみビニール床	年2回 (概ね6ヶ月に1回)
定期清掃 (OAフロア)	庁舎1階 庁舎2階	362.65㎡	床清掃 (OAフロア)	床面の除塵を行う 適正洗剤で表面洗浄を行う 汚水を除去し、織り目を整えて乾燥させる ※周辺機器、床下のケーブル等に注意すること	年1回
定期清掃 (窓)	庁舎1階 庁舎2階 検査場	332.70㎡	ガラス清掃	適正洗剤でガラスの洗浄を行う ガラススクイジー等で汚水を除去する ガラス面隅やガラス周りの汚水をぞうきん等で拭き取る	年1回

